

船舶事故調査報告書

平成25年5月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年1月30日（水） 16時13分ごろ
発生場所	長崎県五島市 ^{かぼ} 栴島南東方沖 五島市所在の ^{たかす} 鷹ノ巣鼻灯台から真方位142°5, 200m付近 （概位 北緯32°43.0′ 東経129°02.4′）
事故調査の経過	平成25年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{ゆうみ} 優美丸、5.7トン NS2-23160（漁船登録番号）、個人所有 12.45m（Lr）×2.63m×0.81m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成7年4月 B 遊漁船 ^{しんえい} 第三新栄丸、4.9トン NS3-505738（漁船登録番号）、個人所有 11.94m（Lr）×2.69m×0.84m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成8年1月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年9月12日 免許証交付日 平成23年9月16日 （平成28年9月15日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年12月16日 免許証交付日 平成24年10月2日 （平成29年12月15日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 右舷船首部に破口を伴う凹損及び船底に擦過傷 B 全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、栴島南東方沖を釣り場に向け、約17ノットの速力で自動操舵により西進した。

	<p>船長Aは、操舵室の操縦席に腰を掛けて見張りをしながら、操縦席左横の床に腰を下ろしていた釣り客の1人と雑談をしていたが、釣り場の鷹ノ巣鼻灯台南南東方沖の角ノ曾根付近にいるB船を3海里レンジで使用していたレーダー及び目視で確認した。</p> <p>船長Aは、平成25年1月30日16時12分ごろ自動操舵から手動操舵に切り換え、針路を約5°右方に変針してB船に向ける針路とした後、しばらくして釣り客の方へ視線を向けて雑談をし、B船に視線を戻したときにはB船は目前に迫っていた。</p> <p>船長Aは、とっさにクラッチを中立から後進にして機関の回転数を上げたが、16時13分ごろ、柁島南東方沖において、A船は、船首部とB船の右舷船首部とが衝突し、B船の船首部に乗り上げた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、柁島南東方沖で船首をほぼ北東に向けて錨泊し、釣り客に釣りを行わせていたところ、衝突の5分前ごろ、船長Bが、東方から接近してくるA船を認めた。</p> <p>船長Bは、釣り客にA船が接近してくることを伝えて操舵室に入り、魚群探知機を見てから、GPSプロッターで位置を確認した後、操縦席に腰を掛けてA船を見ていた。</p> <p>船長Bは、遊漁船業仲間である船長Aと親しく、釣り場で会うとお互いに接近して釣果の情報を交換し合う仲であり、接近してくるA船に何の不安も感じなかった。</p> <p>船長Bは、A船が約30～40mまで接近しても減速する気配がないので、衝突の危険を感じて開いていた右舷側の窓から右舷船首側にいた釣り客1人に大声で危ないと叫んだところ、釣り客は船尾方向に避難し、その直後、両船が衝突した。</p> <p>A船は、B船の船首部に乗り上げた状態で動けなくなり、衝突してから約1時間後、B船が徐々に浸水して半沈没状態となった頃、A船が後進をかけてB船から離れたが、その直後、B船は転覆した。</p> <p>A船は、B船の4人を乗せ、船長Aが118番で事故通報を行い、来援した巡視艇の伴走を受けて五島市福江港に入港し、B船は、31日にクレーン台船により引き揚げられて福江港に運ばれ、陸揚げされた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、本事故発生当日の朝方に衝突現場付近で出会い、両船船長が以後の予定などの雑談を交わしていた。</p> <p>B船は、汽笛を備えていたが、A船に対して避航を促す注意喚起信号を行っていなかった。</p> <p>B船の右舷船首側にいた釣り客以外の釣り客2人は、船尾側の両舷で釣りをしていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、椛島南東方沖をB船に向けて西進中、船長Aが釣り客との雑談に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから目前でB船に気づき、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、椛島南東方沖で錨泊して釣り中、A船の接近に気付いたが、釣果の情報を交換し合う関係であったことから、不安を感じずに接近してくるA船を見ていたところ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、椛島南東方沖において、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他船に接近する場合は操船に専念すること。